

第五十二回 帝國議會 貴族院議事速記錄第二十三號

第十三 造林助成法案(衆議院提出)

第一讀會

昭和二年三月十八日(金曜日)

午前十時十二分開議

付セリ

議事日程 第二十三號 昭和二年三月十八日

午前十時開議

第一 鑛業法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第二 計理士法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第三 公益質屋法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第四 朝鮮事業公債法改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第五 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第六 關東州事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第七 臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第八 家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第九 關稅定率法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第十 大正十四年法律第五十一號中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

第十一 大正十二年法律第五十二號中改正法律案(衆議院提出)

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス  
同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

第十二 京都市大阪市名古屋市神戸市及横濱市ニ關スル法律案(衆議院提出)

第一讀會

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、林伯爵

法律案(衆議院提出)

豫算案審査期限延長ノ動議

入歲出豫算案、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件、右ノ審査期限ハ本日ヲ以テ満了イタシマスガ、豫算關係諸法律案中未ダ決定セザルモノガアリマスノデ、更ニ明日ヨリ五日間、三月二十三日マデ審査期限ヲ延長イタシタイト云フ動議ヲ提出イタシマス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス

○子爵野村益三君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 林伯爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第一、鑛業法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

鑛業法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和二年三月十七日

衆族院議長 細谷義三

貴族院議長公爵德川家達殿

鑛業法中改正法律案

第八十二條中「營業稅」ノ下ニ「及營業收益稅」ヲ加フ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員野村嘉六君演壇ニ登ル〕

○政府委員(野村嘉六君) 曩ニ大正十五年三月、營業收益稅法ガ制定セラレマシタ、同時ニ營業稅法ガ廢止セラレマシタ、依テ實質上、營業收益稅ヲ以

テ營業稅ニ代ヘマシタ關係上、鑛業法中營業稅ニ關スル規定ノ改正ヲ必要トスルニ至ツタ次第デアリマス、是レ本案ヲ提出シタ次第デアリマシテ、何卒御協賛ヲ賜ハラムコトヲ……

○議長(公爵德川家達君) 本案ハ登錄稅法中改正法律案外二件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第二、計理士法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、曾我子爵

計理士法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二年三月十五日

右特別委員長

子爵曾我祐邦

貴族院議長公爵德川家達殿

〔子爵曾我祐邦君演壇ニ登ル〕

○子爵曾我祐邦君 計理士法案ノ特別委員會ノ經過及結果ヲ御報告申上グマス、本案ノ審議ニ付キマシテ、會議ヲ開クコトガ三日間デゴザイマシタ、其

中一回ハ懇談會ヲ開キマシテ、其他委員外ニ於キマシテ、田中一馬君及藤澤利喜太郎君ノ出席質問モゴザイマシタ、慎重審議ノ結果、適當ナルモノト認メテ之ヲ可決イタシマシテ、提出ノ理由ト致シマシテハ、本案ハ近時經濟界ノ發達ニ伴ツテ、各種ノ會計事業ト云フモノガ漸次複雜ナルニ至ツタ、而シテ此特別專門家ニアラザレバ之ヲ處理スルコトガ困難トナッテ來タ有様デアリマスル結果ト致シマシテ、社會ノ必要ニ追ハレマシテ、會計検査調査等ノ事務ガ殊ニ複雜ニナッテ來タ、即チ會計士ナルモノガ自然ニ發達シテ來タノデゴザイマス、而シテ各種企業組織ノ健全ナル發達ノ爲ニ、且ツ出資者ノ危險

ヲ除去スル爲ノ安全瓣トシテ、此會計士ナルモノヲ、公益上、相當ノ取締ヲ爲スコトガ適當ト認メテ、茲ニ計理士ト云フ制度ヲ公認シ、資格ヲ一定シ、共ニ適當ナル監督ヲ行ハムトスルノガ、提出サレマシタ理由デゴザイマス、尙ホ本案ハ、今日マデ衆議院ヨリ七回提出サレマシテ、而シテ其機ヲ得ズ審議未了ニ終ツタモノデゴザイマス、一昨第五十議會ニ於キマシテ衆議院ヨリ提出サレ、衆議院ヲ通過イタシマシタモノガ、本院ニ於テ審議未了ニナリマシテ、其當時ノ農相高橋是清氏ハ、該案ハ政府ノ意思ト合致シナイモノガアル故ニ、最近ニ於テ政府案トシテ提出スル考デアルト云フコトヲ宣明セラレマシタノデゴザイマス、而シテ第五十一議會ノ際ハ、種々ノ都合ニ依ツテ遂ニ提出スルコトガ出來ナカッタ云フ説明デゴザイマス、質問ノ大要ニ涉リマシテハ、計理士ノ手當報酬等ト云フモノニ關シテハ、政府ハドウ見テ居ルカ、或ハ不當ノコトヲ挽ギ取ルヤウナコトナンカスル不都合ナ事ハ無イカ否ヤト云フコトデゴザイマシタガ、此答辯ニ付キマシテハ、政府ハ、是ハ自然ノ協定ニ任スルモノデアル方ガ穩當デアラウ、ソレデ十分其事ハ取締ツテ、而シテ其取締ノ爲ニハ、或ハ警察等トモ聯絡ヲ取ッテ、完全ニ之ヲ監督スル積リデアルト云フ御答辯デゴザイマシタ、又計理士ナルモノガ、經濟上ニ於テ必要トシテ提出サレタモノデアルカ、又ハ是ガ有ル方が便利デアルト云フ意味カラ提出サレタモノデアルカト云フ質問ニ對シマシテハ、從來ノ會計士ト云フ所ノ名稱ニ於キマシテハ……社會ノ信用ヲ一層強ク……會計士ナルモノニ比ベテ社會ノ信用ヲ一層強クシ、而シテ社會ノ要求ヲ充タス爲ニ之ヲ置イタノデアル、此置カレタ理由ナルモノハ、必要ヲ認メタカラデアルト云フ御説明デゴザイマシタ、又質問ニ於キマシテハ、計理士ナルモノガ公認セラレテ、法律ノ上デ公認セラレタ所ノ看板ヲ掲ゲテ居ル者ガ、或ハ會社其他ノ會計事務ヲ調査スルニ當ツテハ、其會社ノ弱點或ハ會社ノ內容ノコトヲ知ッテ、而シテ之ヲ表向カラ會社ヲ攻擊シタリ、或ハ其弱點ヲ世ノ中ニ擴グタリシテ、却テ之ガ爲ニ彼等ガ表向ニ爲スコトヨリハ、裏面ニ爲ス惡イ勵キガ社會ニ影響ヲ及ボスデハナイカ、ト云フコトニ付キマシテノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ、本法

ノ第九條ノ取締ニ於テハ十分取締ル積リデアル、而シテ更ニ十分ナル取締ヲ尙ホ一層注意ヲ怠ラヌヤウニシテ吳レト云フ希望ノ質問ガゴザイマシタ、又現在ノ會計士ハドウスル積リデアルカト云フコトノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ、現在存在シテ居ル所ノ二百有餘ノ會計士ナルモノニ對シマシテハ、十分之ヲ證衡シテ、即チ其人格及學術等嚴重ナル調査ヲシテ、適當ナリト認ムル者ニ對シテノミ將來計理士ナルモノノ看板ヲ許ス、斯ウ云フコトデゴザイマス、又現在ノ學校教育ニ於テハ、計理士タラムトスルニハ不十分ナル教育ノヤウニ思ハレル、如何トナレバ、總テノ學校ニ於テ教育シツアル所ノ會計其他計理士ニ關係スル所ノ科目ナルモノハ、詰リ其學校ニ於テ重大視サレテ居ラヌ傾ガアル、而シテ其不十分ナル教育ヲ受ケタル所ノ者ガ、學校ヲ卒業シタカラト云ツテ、直チニ計理士ニナルト云フコトハ、不安心デハナイカ、此質問ニ對シマシテハ、現在ノ專門學校又ソレト同様ノ學問ヲ修ムル學校ヲ出タ者ニ付テハ、十分教育アル者ガ且又相當ノ教育ヲ受ケルノデアルカラ、其點ニ於テハ政府ハ更ニ十分注意シテ、教育ノ統一モ圖リ、又斯カルコトニナツテ法律上計理士ナルモノガ認メラレルニ至レバ、學校ニ於テモ十分ナル注意ヲ拂フコト思フ、サウ云フ御答辯デゴザイマシタ、又法案中ニゴザイマス所ノ、勅令ヲ以テ定ムル所ノ試驗制度ノ內容ト云フモノハ、ドウ云フモノデアルト云フ質問ニ對シマシテハ、政府ノ答辯ハ、其試驗制度ナルモノハ餘り學說バカリニ重キヲ置カズ、實際的ノ科目ニ、十分試驗ノ上ニ重キヲ置クアルカラ、學說ノミデナク、十分實地ヲ積ムヤウナ教育……試驗制度ヲ設ケル積リデアルト云フコトデゴザイマス、又本法中ニゴザイマス所ノ懲戒委員會ト云フモノノ組織ハ、ドウ云フ風ニスル積リデアルカ、其御質問ニ對シマシテハ、政府ハ、是ハ各官廳ニ於ケル所ノ高等官及現在アル所ノ會計士中ヨリ計理士トナツタ所ノ、適當ナル人格及學識ヲ備ヘテ居ル者ヲ以テ委員ヲ組織スル積リデアル、斯ウ云フ御答辯デゴザイマシタ、又本法施行ノ期日ヲ、イツ頃カラスル積リデアルカ、斯ウ云フ質問ニ對シマシテハ、五月六月頃カ

ラスル豫定デアル、而シテ質問ノ大體ニ於キマシテハ是デゴザイマスルガ、更ニ此不正ヲ働き得ル所ノ計理士ノ摘發方法等ニ付テハ、十分ノ考慮ヲ拂ッテ貴ヒタイ、更ニ現在日本語ニ譯スルコトガ出來マセヌ爲ニ外國語ヲ使ハレテ居リマス「アクチュアリー」ト云フ制度ニ對シマシテ、之ヲ將來公認スルコトヲ希望スルト云フ御質問……希望質問ガゴザイマシタ、サウシテ討論ニ這入リマシテ、何等ノ御意見ナク採決ニ這入リマシテ、原案可決イタサレマシタ次第デアリマス、右御報告申上ゲマス

〔阪本彰之助君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 阪本君ハドウ云フコトデ……

○阪本彰之助君 特別委員長若クハ政府委員ノ中カラ御答辯ヲ願ヒタイコトガゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 通告ガゴザイマスカラ、ソレガ濟ミマシテカラ……藤澤利喜太郎君

〔藤澤利喜太郎君演壇ニ登ル〕

○藤澤利喜太郎君 特別委員長カラ御報告ガアリマシタ通ニ、委員會ノ方ヘモ出席イタシマシテ、一應考ヲ述ベテ置イタ次第デアリマスガ、尙ホ本會議ニ於テ、質問ノ形ニ於キマシテ政府委員ノ御考ヲ確メテ置クコトノ必要ヲ感知マスノデ、暫ク御清聽ヲ煩ハス次第デアリマス、此計理士ト最モ其業務ガ似テ居リマスル職業ニ、「アクチュアリー」ト云フモノガ有ルノデアリマス、其「アクチュアリー」ト云フモノト此計理士トノ關係ニ付テデアルノデアリマス、世ノ中ニハ色ゝノ會社モアルコトデ、其會社ノ會計ヲ検査スル其専門家ヲ此計理士ト稱スルコトハ、本案ノ第一條ニ明カニナツテ居ルノデアリマス、其數多會社ガアリマス中デ、一種特別ノ事情ヲ備ヘテ居リマスモノガ、此生命保險會社デアルノデアリマス、生命保險會社ニ於キマシテハ、人ガ死亡スルト云フ誠ニ不確定ナ事實ヲ根據トシテ、計算ヲ施サナケレバナラヌノデアリマス、其點ニ於テハ餘程趣ヲ異ニシ、且又其計算ガ非常ニムヅカシイノデアリマス、尤モ極ク單純ナル生命保險デアリマスレバ、ソレ程ムヅカシイノ

ノデナイノデアリマス、併シ今日ハ生命保險會社ノ間ニ種々競爭モアリマシテ、保險ノ種類ノ斬新ナルモノヲ、各社ガ競ウテ新ニ設クルト云フ際ニハ、ナカヽヽ込入ッタ計算ヲ要スル所ノ保險ト云フモノガ……現ニ生命保險ト云フモノガ現ニ今日行ハレテ居ルガ、ソレ等ニ付テ十分ナル眼ヲ通シ計算ヲ確メルト云フコトハ、餘程ムヅカシイ事デアリマシテ、從テ特別ノ専門家ヲ要スルノデアリマス、其専門家ノコトヲ……此事ニ付キマシテハ、嘗テ本議場ニ於キマシテ、阪本彰之助君カラ御説明ガアツタヤウニ承知シテ居リマスガ、特別ノ技術家ヲ要スル、其技術家ガ「アクチュアリー」ト云フモノデアルノデアリマス、從テ此「アクチュアリー」ノコトニ付テ申上ゲマスニ付キマシテハ、チヨット簡單ニ、此我國ニ於ケル生命保險事業ノコトニ付テ申上ゲタイノデアリマス、廣イ世界ニ於キマシテハ、「ナボレオン」戦爭ガ濟ミマシテカラ、此大戰ガ始マリマス凡ソ百年ノ間ハ、此通貨ノ價ガ最モ安定シテ居ッタ時代デアルノデアリマス、此百年ト云フ長イ間ニ、通貨ノ價ノ騰落ト云フモノハ、騰ルモ下ルモ約三割ヲ超エナカッタノデアリマス、左様ニ此通貨ノ價ガ安定シテ居リマシタ其間ニ於テ、此生命保險事業ト云フモノハ發達シタモノデアリマス、其通貨ノ價ガ安定シテ居リマシタ時代ニ發達シタ生命保險事業ト云フモノヲ、我國デハ眞似ヲシタノデアリマス、然ルニ其通貨ノ價ガ安定シテ居リマシタト云フコトハ、廣イ世界ニ於テ言フ話デアリマシテ、我ガ日本ニ於キマシテハ非常ニ下落シテ居ルノデアリマス、種々ノ考カラ致シマシテ、明治ノ初年ト今日トハ、通貨ノ價ガ凡ソ十分ノ一二ナツテ居ルノデアリマス、此豫算ノ額ナドニ付キマシテモ、明治ノ初年ニハ八千万圓デアツタモノガ、今日ハ十七億ト云フヤウナ御話モ屢々出ルノデアリマスガ、實ハ通貨ノ價ガ非常ニ下落シテ居ルノデアリマスカラ、概算ニ依リマスルト、明治初年ニ比シマシテ今日ノ豫算ハ略三倍位ニ當ツテ居ルト考ヘルノガ至當デアルト、私ハ始終考ヘテ居ル、明治ノ初年ニ比ベマスレバ、此通貨ノ價ガ約十分ノ一二ナツテ居ルト云フコトハ、殆ドサウ云フコトニ付テ考ヘタ人ノ一致シタ結論デアルヤウニ考ヘマス、ソコデアリマスカラ、此生命保險、是ハ長イ間ノ貸借ニ

ナリマス、極ク簡單ニ申シマスルト、生命保險會社ガ最初ニ受取ッタ一圓ト云フモノヲ、假ニソレヲ目安ト致シマシタラ、保險會社ガ後デ支拂ヒマス、圆ト云フモノハ、前ノ一圓ノ十分ノ一、即チ十錢位ニシカ當ラヌノデアリマス、デアリマスカラ、受取ル時ニハ一圓取り、拂フ時ニハ其十分ノ一シカ拂ハヌト云フノデアリマスカラ、生命保險會社ハ非常ニ利益ヲ齎ラス、デ利益ノアル所ハ、自然、人ノ意思ノ集注スル所デアリマシテ、續々ト此生命保險會社ト云フモノガ出來テ參リマシタ、ソレデ或ル時代ニ於キマシテハ、此生命保險會社ト云フモノハ、若シ通貨ノ價ノ變動ガナカッタナラバ、是非トモ破產シナケレバナラヌ運命ニアツタノガ幾々モ有ッタ、今日ハ大會社トシテ世ニ立ッテ居ル生命保險會社ノ中、若シ通貨ノ價ガ下落シナカッタナラバ、必ヤ破產シテ居ラヌケレバナラナカッタ所ノ會社ガ、ソレガ其通貨ノ價ノ下落ノ爲ニ、啻ニ自分ノ不健全ナル資產狀態ヲ償フノミナラズ、其株券ガ甚シキニ至ッテハ十倍二十倍ノ聲價ヲ保ツヤウナ、非常ナ幸福ニ浴シタノデアリマス、サウ云フ次第デアリマスカラ、隨分生命保險會社ノ中ニハ、誠ニ其營業ノ仕振りノ不健全ナルコト、其他種々缺點ノアツタ所ハアリマスケレドモ、此通貨ノ下落ノ爲ニ、總テノ缺點ヲ補ヒ得テ非常ニ繁昌シ、世ノ中ノ羨望ノ的トナッタノデアリマス、ソレデ最近ノ最モイケナイ傾向ハ、此資產家ガ生命保險會社ト云フモノヲ自分ノ機關ニスルト云フ傾向デアリマス、資產家ト云フモノガ、自分ノ機關ニ、此機關銀行ヲ持ツト云フコトハ、是ハ能ク行ハレテ居ル、又人ノ視聽ニ觸レテ居ルコトデアリマスガ、此機關生命保險會社ヲ持ツト云フ惡傾向ハ、比較的世人ノ視聽ニ觸レテ居ラヌノデアリマスケレドモ、事實ニ於テハサウデアルノデアリマス、嘗テ斯ウ云フコトヲ本員ハ申シタコトガアリマス、ソレハ先頭高田商會ト云フモノガ破產シタコトガアル、其時ニ高田商會ナルモノハマダ機關……永樂銀行ト云フ機關銀行ノ程度ニ止マッテ居タカラ、其世間ニ及ボス害毒ト云フモノハ比較的少カッタノデアルガ、若モアノ高田商會ガ機關生命保險會社ヲ持ツテ居リマシタナラバ、其狀況ハ銀行ノ破產ナドノ比デナイト云フコトヲ申シマシタ所ガ、ソレハ餘リ極端ナ杞憂

デアルト云フ批評ガアツタノデアリマス、ケレドモ現ニ我ム極ク最近ニ、ソレニ似寄ッタ現象ヲ目撃シテ居ルノデアリマス、最近問題ニナツテ居リマスル渡邊銀行、此渡邊銀行ハ、ツイ先頭マデ旭日生命保險會社ト云フモノヲ持ツテ居リマシタ、幸カ不幸カソレヲツヒ最近ニ他ヘ賣拂ツタノデアリマス、其他ハヌト云フノデアリマス、其アル所ハ、資本家ノ機關生命保險會社トシナケレバ、名義ノ如何ニ拘ラズ、實質ノ上ニ於テハ、資本家ノ機關生命保險會社ト云フヤウナモノガ、多々此世ノ中ニ有ルノデアリマス、儲テ醜ツテ考ヘテ見マスト、今日マデ我國ノ特別ノ國情デアリマシタ、通貨ノ價ガ段々下落シテ行ク傾向ト云フモノガ、果シテ今後永續スルデアラウカト云フ、茲ニ大問題ガ起ツテ來ルノデアリマス、御承知ノ通リ歐羅巴ニ於キマシテモ、此大戰後ハ、極ク著名ナ例ハ、獨逸、佛蘭西ノ場合デアリマスガ、此通貨ノ價ト云フモノガ、非常ニ變動ヲ致シマシタ、併シ是ハ短期ノ變動デアリマシテ、先ヅ先ヅ歐羅巴ニ於テハ、通貨ノ價ハ大體ニ於テ長イ年月ヲ考ヘテ、ソレ程非常ナ浮沈ハ經テ居ラヌノデアリマス、我ガ日本國ニ於キマシテモ、最早世界ノ潮流ノ中ニ共ニ棹サシテ居ル狀況ニ於キマシテハ、將來此通貨ノ價ガエライ變動ヲ受ケヤウトハ思ハヌノデアリマス、ノミナラズ近頃……最近ノ傾向ニ於キマシテハ、此物價指數ト云フモノハ漸落ノ步調ヲ持ツテ居ルノデアリマス、物價指數ノ漸落ノ步調ヲ示シルト云フコトハ、直チニソレカラ結論ヲ生ズル譯デハアリマセヌガ、此通貨ノ價ガ漸騰ノ傾向ヲ持ツテ居ルト云フコトヲ意味スルノデアリマス、通貨ノ價ガ從來ノ經過トハ反對ニ、通貨ノ價ガ段々騰リツ、アルト云フ傾向ヲ示シツ、アルノデアリマス、サウ致シマスト云フト、此生命保險業ノ將來ト云フモノハ、非常ニ困難ナコトニナルノデアリマス、又假令通貨ノ價ガ騰ラヌマデモ、若シ殆ド同ジ基準ニ置イテアツタナラバデス、今日ノ如ク非常ナ勸誘費ヲ要スル所ノ生命保險會社ノ前途ト云フモノハ、誠ニ寒心ニ堪ヘナイノデアリマス、サウ云フ觀察ノ下ニ於キマシテ、此生命保險會社ノ監督ト云フモノハ、是ハ非常ニ重大ナ事デアル、今回ノ豫算案ニ於キマシテモ、此點ニ付テ商工省ノ御配慮ト云フモノモ、片鱗ハ豫算案ニ現ハレテ居ルノデアリマスガ、マダトソシナコトデハ足リナイノデアリ

マス、ソレデ政府ノ保険業ニ對スル所ノ監督ノ威嚴ト云フモノガ、更ニ一層加ハラナケレバナラヌ、其事ノ切實ナルコトヲ感ズルノデアリマス、ソレニ付キマシテモ、サウ云フ生命保險ト云フヤウナ事柄ニ付テノ計理士ノ職業ヲスル人デス、其熟練ナル其「アクチュアリー」ナル者ガ茲ニ養成セラレルコトガ、目下ノ非常ナ急務デアリマスガ、是ハ又一朝一夕ニ造ルコトハ出來ナイモノデアリマス、然ルニ幸ニ今日四十幾ツカアル生命保險會社ハ、是ハモウ絶對ノ必要ニ迫ラレテ、各々ノ「アクチュアリー」ト云フモノヲ有ッテ居ルノデアリマス、其他ニモ此「アクチュアリー」ノ關係ノ學問ヲシマシタ者ガ、少數ナガラ居リマシテ、其人々ガ日本ニ於ケル「アクチュアリー」會ト云フモノヲ擁ヘテ居リマス、是モマダ世間ニハ餘リ知レテ居リマセヌガ、既ニ一昨年創立二十五年ノ祝典ヲ舉ゲタト云フヤウナコトデアリマシテ、相當ニ居ルノデアリマス、其「アクチュアリー」會カラ致シマシテ、昨年此計理士法案ガ帝國議會ノ議ニ上ボリマシタ際ニ、商工大臣宛ニ建議案ヲ出シテ居リマス、其建議案ニ於キマシテハ、ドウゾ保険業法ノ中ニ於テ、此「アクチュアリー」ト云フモノヲ公認シテ貴ヒタイ、且又計理士法案ニ依ッテ成ル所ノ計理士ニハ、到底、此生命保險技師トモ云フベキ「アクチュアリー」ノ仕事ヲサセルト云フコトハ、無理デアルノデアル、ソレデアルカラ、其事ニ付テ明白ナ規定ガアッテ欲シイト云フ建議案ヲ出シテ居ルノデアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ、只今此計理士法案ガ成立シテ、計理士ト云フ者ガ公認サレルト云フコトハ、一方ニマダ「アクチュアリー」ニ對シテハ何等ノ處置ガシテナイコトト比ベマシテ、是ハ全體ノ狀況ガ不權衡ノ狀態ニ置イテアルノデアリマス、併ナガラ此計理士法案モ多年ノ懸案デアッテ、今日ココ、マデ參ッタノデアリマスカラシテ、其成立ヲ私ハ希望スルノデアリマス、ソレヲ希望スルト同時ニデス、此計理士法案ノ文句ノ上デハ、即チ第一條ノ文句ダケヲ見マシタノデハ、此法案ニ依テ計理士トシテ登録サレル所ノ人ガ、「アクチュアリー」ノ仕事ヲシテモ宜イヤウニ解釋ガ出來ルノデアリマス、其點ニ付テ疑ヲ存シテ置クト云フコトハ、是ハ此法ノ制定ニナリマシタ精神カラ申シマシテモ、甚ダ不都合ノコト思

ヒマス、今更此法案ヲイギルト云フコトモ、是ハマア容易ナラヌコトデアリマスカラ、委員會ニ於キマシテ政府委員ニ對シテ、此計理士法ニ依ル所ノ計理士ナル者ハ、「アクチュアリー」ノ仕事マデモシテ宣イノデアル、ソレハ不都合デアルト思フ、此點ニ付キマシテ政府委員ニ質問ヲ致シ、又政府委員カラシテハ、サウ云フ意味ハ無イト云フ明答ヲ得テ居ルノデアリマス、ケレドモ斯ウ云フ大事ナ事柄デアリマシテ、且又計理士法ハ、廣イ世間ハ此法文ニ依ッテ總テノ事ヲ處置スル譯デアリマセウカラ、只今述ベマシタ所ノ政府委員カラノ言明ハ、成ルベクナラバ本議場ニ於テ、商工大臣カラノ言明トシテ、茲ニ明カニシテ置キタイコトヲ希望シタノデアリマス、即チ今回ノ計理士法ニ依ル所ノ計理士ナル者ハ、他ノ會計ニ關スル検査、調查、鑑定等、ソレ等ノ業務ニハ從事シテ宜イガ、生命保險ニ特別ノ技術ヲ要スル所ノ生命保險；；即チ世ノ中ノ「アクチュアリー」ト云フ者ガ爲スベキ其仕事ニハデス、是ハ沒交渉デアル、サウ云フ點ニ付キマシテ、政府委員ノ疑ヲ存スル餘地ナキ明瞭ナル御言明ヲ希望スルノデ、出來得ルコトナラバ商工大臣ノ御答辯ヲ得タイノデアリマスケレドモ、仄聞スル所ニ依レバ、商工大臣ハ暫ク此議場ニ御出席アリ能ハヌ御狀況ニアルヤウニ伺ヒマスカラ、已ムヲ得ズ政府委員ノ御答辯デ満足スル次第デアリマス、唯クレバモ此點ニ付テハ、少シモ將來誤解ノ生ズルヤウナコトノ無イヤウニ、政府委員ノ明白ナ御言明ヲ希望イタシマス

○阪本鉄之助君 「アクチュアリー」ノコトニ付キマシテハ、豫テ質問ヲ致シタノデアリマシタガ、只今藤澤博士ヨリ縷々御述ベニナリマシテ、頗ル満足ヲスル次第デアリマス、私ガ只今御尋ヲシタイト存ジマスルノハ、此事トハ別デアリマシテ、此計理士ナルモノハ、他ノ業務ヲ兼ヌルコトガ出來ルカ出來ヌカ、チヨット法文中ニ是ガ禁ジテナイヤウニ思ハレマスガ故ニ御尋ネスルノデアリマスガ、委員會ニ於テハ此點ニ付テ御討論ハナカッタカ、又政府トシテハ、此法案ガ成立イタシマシタ曉ハ、計理士ナルモノハ他ノ業務ヲ兼ヌルコトヲ認メラレルノデアルカドウカ、本員ノ考デハ認メテ貴ヒタクナイ、恰モ公證人ナドト能ク似テ居ルモノデアリマシテ、公證人アタリノヤウニ、

是ハ全ク専門ノ業態ニ致シタイノデアリマスガ、此法ノ實施ノ上ニ於テ如何ナル都合ニナリマスカ、政府及特別委員長ノ御答ヲ、只今ノ藤澤博士ノ御答ト同時ニ願ヒタイト思ヒマス

〔政府委員野村嘉六君演壇ニ登ル〕

○政府委員(野村嘉六君) 只今藤澤君ヨリ計理士ト「アクチュアリー」ノ此職務ノ關係ニ於テ、權限ガ相侵サヌカト云フ大體ノ御質問ト信ジマス、藤澤君ノ御述ベニナツタ通ニ、生命保險ニ對スル基礎ノ數字ノ計算ハ、最高ノ數學ヲ修メタル者デナケレバ、其算出ハ出來ナイノデアリマス、是ハ御説ノ通デアリマス、即チ「チルメル」式トカ純保險式トカ云フヤウナ、特殊ノ専門家、特殊ノ勉強ヲシタ人デナケレバ、此業務ニ從事スルコトハ出來ナイノデアリマス、從ヒマシテ將來保險會社ニ於キマシテ、一般ノ會計ニ關スル検査、調查、又保險會社特殊ノ責任準備金支出ニ對スル検査、調查、此兩方ガ相俟ッテ問題ニナツタ時ニハ、無論責任準備金支出ノ方法ニ對シマシテハ、「アクチュアリーヨリ外ニハ、此業務ヲ行フコトハ出來ヌノデアリマス、計理士ハ其任務ニ携ハラセヌ考デアルノデアリマス、藤澤君ノ言明ヲ求メラレタ點ハ、此點デアリマスカラシテ、此點ヲ茲ニ言明イタス次第デアリマス、尙「アクチュアリーフルモ奉聯シテ御質問ニナツテ居ツタノデアリマス、御説ノ通ニ「アクチュアリー」法ハ、外國ニ於キマシテハ、法律ヲ以テ今日ノ辯護士、計理士等ノ如ク、其職務ト責任ヲ明確ニシテアル國ガ澤山アルノデアリマス、責任ノ重大ナルニ鑑ミマシテ、日本ニ於キマシテモ將來ハ必ヤ法律ヲ拵ヘマシテ、サウシテ其職責ト其責任ノ點ヲ明カニスル考デアルノデアリマス、之ヲ以テ御答ト致シテ置キマス

○子爵曾我祐邦君 只今阪本君ヨリ、委員會ニ於テ、計理士ガ他ノ職務ニ携ハルコトヲ得ルヤ否ヤト云フコトニ付テ、質疑ガアツカト云フ御尋デアリマス、委員會ニ於キマシテハ、此第七條ニゴザイマス所ノ「計理士ハ其ノ業務ヲ公正ニ行フニ支障アリト認メラルル事項ニ付計理士ノ業務ヲ行フコトヲ得ズ」ト云フコトノ質疑ハゴザイマシタガ、他ノ業務ヲ兼スルコトヲ得ルヤ

○政府委員野村嘉六君演壇ニ登ル

○政府委員(野村嘉六君) 御答ヲ致シマス、計理士ハ他ノ業務ヲ兼業シテ差支ナイト云フ立案ニナツテ居ルノデアリマス、即チ今回ノ計理士法案第七條ニ於テ、計理士ハ公正ニ職務ヲ行フト云フ明文ヲ掲ゲテアルノデアリマスカラシテ、ソレデ公正ニ差支アツテハイケマセヌガ、公正ニ差支ナ无限ハ他ノ職務ヲ兼業シテモ宜シト云フ趣旨ニ立案サレテ居ル次第デアリマス

○議長(公爵德川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵柳筍隆督君 賛成

○議長(公爵德川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵柳筍隆督君 賛成

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

否ヤト云フコトニ付テハ、委員會ニ於キマシテ質疑ハゴザイマセヌデシタ

○阪本彰之助君 政府委員ヨリ御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、ドウ云フ御意向デアルカト云フコトニ付テ……

○議長（公爵德川家達君） 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ  
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（公爵德川家達君） 御異議ナイト認メマス

○議長（公爵德川家達君） 第二讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（公爵德川家達君） 御異議ナイト認メマス

○議長（公爵德川家達君） 第一讀會ノ續、委員長報告

○議長（公爵德川家達君） 日程第三、公益質屋法案、政府提出、衆議院送付、  
第一讀會ノ續、委員長報告

#### 公益質屋法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二年三月十五日

#### 右特別委員長

伯爵 川村 鐵 太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

〔男爵松岡均平君演壇ニ登ル〕

○男爵松岡均平君 本案即チ公益質屋法ハ、庶民階級ノ金融ノ便益ヲ圖ルコトヲ趣旨トシテ立案セラレタモノデアリマス、此本案ノ主ナル内容ヲ約言イタシマスルト、二ツノ事柄ヲ規定シテ居ルノデアリマス、第一ハ即チ公益質屋ヲ設置スルコトヲ獎勵スルノ事柄デアリマス、即チ此第三條ニ於キマシテ、國庫ハ豫算ノ範圍内ニ於テ、市町村デアルトカ又ハ公益法人ガ、此公益質屋ヲ營ミマスル際ニ於テ、其設備費ノ二分ノ一以内ヲ國庫ヨリ補助スルト云フ趣旨デアリマス、即チ設立獎勵ト云フコトガ第一ニ規定サレタ事柄デアリマス、第二ノ事柄ハ、其經營ニ際シテ、即チ公益質屋ヲ營ンデ行ク際ニ於テ、

質置主ヲ保護スルノ規定デアリマス、即チ質置主ノ利益ヲ保護スルノ規定ガ種々設ケテゴザイマス、其一二ヲ舉グマスト、先づ第一ハ利子ノ點デアリマス、即チ一月ニ一分二厘五毛ヲ超過シナイト云フ制限ガ設ケテアリマス、其他利子ヲ計算シマスル算出ノ方法、又質流ノ物件、即チ流質ニナリマシタ物件ヲ競賣ニ付シマシテ、剩餘金ガ出タ場合ニ於テハ、之ヲ質置主ニ返還ヲスルト云フヤウナ、サウ云フ風ナ、要スルニ質置主ヲ保護スルノ規定ガ設ケテアルノデアリマス、之ヲ一々申上グマスルト、時間ヲ要シマスルシ、極ク簡単ナコトデアリマスルカラ、御手許ニアリマスル條文ニ付テ御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス、以上ノ如ク、即チ設立ノ獎勵及經營ニ對シテ、社會政策的ノ規定ヲ出デナインデアリマス、又殊ニ此立案ノ趣旨ガ極メテ現代ニ於テ適切ナル法案ト考ヘマシテ、從テ餘リ根本ニ對シテノ議論ハ、委員會ニ於テモ行ハレナカッタノデアリマス、併シ唯其二三ノ點ヲ附加ヘテ申上グマスト、即チ根本的ト考ヘマスル議論ノ二三ヲ附加ヘテ申上グマスルト、第一ハ、是ハ本案ハ誠ニ名前ハ宜シイ、併シ實ハ羊頭ヲ懸ケテ狗肉ヲ賣ルノ類デアル、ト云フノハ、本法ニ依リマスルト、本年ノ豫算ガ十万圓ト云フコトニナツテ居リマス、即チ十万圓ガ設立ニ對スル國庫ノ補助デアリマスルカラ、僅カ十万圓ヲ以テ設立スルト云フヤウナ、高ム全國ニ瓦ツテ十箇所、即チ公益質屋ハ十箇所ノ増設ヲ見ルニ過ギナイ、ソレヲ以テハ所謂大海ノ一滴デアル、所ガ之ニ反シテ、普通ノ質屋即チ私營質屋ハドウカト云フト、全國ニ瓦ツテ約一万七千私營質屋ガアル、サウシテ取扱ヒマスル件數ガ二千四百万件、一口ノ金額ガ七圓平均デ、即チ金額ガ一億五千万圓ト云フ大ナル金融ヲ、普通ノ質屋ガヤツテ居ルノデアル、然ルニ政府ノ所謂公益質屋ハ、僅ニ今申シマシタヤウニ微タルモノデアル、故ニ是ハ所謂寧口普通ノ質屋、營利質屋ト云フモノヲ獎勵シ發達セシメテヤル方ガ、眞ニ庶民階級ノ金融ニ益ヲ與フル所以デアル、故ニ政府ノ提案ナルモノハ、徒ラニ羊頭ヲ懸ケテ狗肉ヲ賣ルト云フバカリデナク、本末顛倒、前後輕重ヲ誤ルモノデアルト云フ、或ル委員カラノ

意見が出マシタ、之ニ付テ政府ノ答辯ニハ、成程私營質屋ト云フモノハ、歴史的ニ於テハ極メテ古イモノデアルシ、從テ其發達ハ非常ニ今言ハレタ通デ、實際上金融ノ便ヲ與ヘテ居ルコトハ偉大デアリマス、併ナガラ歴史ガ古イト共ニ、其經營ノ方法ガ自ラ舊弊ニ流レテ居ル、所謂何ト申シマスカ、舊慣ヲ踏襲シテ居ルノデアル、從テ遺憾ノ點ガ甚ダ多イ、故ニ是ハ改善ヲ圖ルベキコトハ言ヲ俟タヌ、ケレドモ此事ハ極メテ容易デナイノデアル、非常ニムヅカシイ事デアル、併シムヅカシイト云ツテ、政府ハ捨テテ無關心ニ過ギルノデハナイ、之ガ改良ニ付テハ著々調査研究中デアルト云フコトガ先ヅ第一デアリマス、ソレカラ次ニ縱シ是ガ改良ヲ見タリトスルモ、之ヲ以テ彼ニ代ヘルト云フコトハ出來ナイ譯デアル、何故カト言ヘバ、物ガ根本的ニ違ツテ居ルカラデアル、一ツハ營利主義ニ依ルモノ、一ツハ公益主義ニ依ルモノ、實費主義ニ依ルモノ、公企業主義ニ依ルモノ、根本ガ違フノデアル、故ニ營利質屋ノ改善ヲ疎カニスルコトハ出來ヌケレドモ、兎ニ角是ハ社會政策的ノ見地カラ考ヘマシテモ、今日ニ於テ此獎勵ヲ爲スコトハ極メテ必要デアル、トスウ云フ御答辯デアリマス、之ヲ要スルニ政府ノ考ニ於キマシテハ、公益質屋ト普通ノ營利質屋ト併用シテ行クト云フ主義ニ依ツテ、是カラ進ミタイノデアル、羅甸系統ノ國ニ於キマシテハ、主トシテ公益質屋、或ハ殆ド公益質屋ニ依ルコトガ行ハレテ居ルケレドモ、我國ノ國情ニ於テハ、公私併用ノ主義ヲ採用スルコトが適當デアル、殊ニ是ハ豫算其他ノ關係ヨリシテ、一時ニ多數ノ公益質屋ヲ置クト云フコトハ、豫算ノ關係モアリマスルシ、又現在ノ營利質屋ニ急激ナル壓迫ヲ加ヘルト云フ點モ顧ミナケレバナラスト云フ意味カラシテ、今申シタヤウナ本案ヲ提出シタ、斯ウ云フ趣旨デアリマシタ、ソレカラ第二ノ質疑トシマシテハ、是ハ小林委員ノ御尋デアッタト記憶イタシマスガ、是ハ產業組合ニモヤラシタラ宜イヂヤナイカ、產業組合ニモ公益質屋ヲ營マシムルガ適當デハナイカト云フ御質問デアリマシタ、之ニ付テ政府委員ハ、其產業組合ト言ハル、ノハ、恐ラクハ信用組合デアラウガ、此事ハ現在ノ産業組合法ニ於テハ、法規ノ上デ稍ムヅカシイト考ヘル、併シ

尙ホ此事ハ更ニ考慮シテ置カウト云フコトデゴザイマシタ、ソレカラ今一點ハ、即チ最後ニ御報告シマスノハ、本案ニ付テハ衆議院ニ於テ修正ガ行ハレマシタ、第四條ノ修正デアリマス、即チ政府提出案ハ、貸付金額ハ一口ニ付テ二十圓、一世帶ニ付テ百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ、但シ命令ノ定ムル所ニ依リ生産資金トシテ貸付ヲ爲ス場合ハ此限デナイ、斯ウ云フノガ政府ノ提出案デアリマス、一口二十圓、一世帶ニ付テ百圓デアル、併シ商賣ヲスルトカ、其他ノコトデハ、二十圓デハ不十分デアリマスカラ、此場合ハ命令ノ定ムル所ニ依ツテ此限デナイ、此以上ニ超過シテモ宜シト云フノガ政府ノ提出案デアリマス、然ルニ衆議院ノ方デハ、此一口二十圓ヲ十圓トシ、一世帶百圓ヲ五十圓ニ半減シタノデアリマス、サウシテ但書ニハ、地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此限ニアラズト云ウテ、生産資金ト云フコトノ制限デナク、更ニ廣イ制限ヲ設ケタノデアリマス、此事ニ付テハ、極ク簡單ニ一言ヲ附加ヘテ見タイト思ヒマス、此修正ニ付キマシテハ、委員會ハ、衆議院ノ修正即チ原案ニ贊成シタノデアリマス、順序トシマシテ、此政府ノ一口二十圓ト申シタ其根據ニ付テ一言シテ見タイト思ヒマスルガ、是ハ一口ニ申スト、庶民階級ガ實際上最モ多ク要求スル金額ハ、略二十圓デ宜シイ、即チ二十圓アレバ合フ、斯ウ云フ意味ナノデアリマス、デ是ハ色ニナ所ノ根據ガアリマスノデスガ、先づ第一現在公益質屋ハ約六十軒程アルサウデアリマス、是ニハ貸付金額ノ制限ハ無イサウデスガ、實際ノ平均ヲ見マスト、統計上ノ平均ヲ見マスト、略二十圓以内ト云フコトニナッテ居ル、實際ノ平均ハモット少イノデスガ、六圓カ七圓デアリマス、其「マキシマム」ガ二十圓デ宜シト云フコトニナッテ居リマス、是ガ政府提出ノ第一ノ理由デアリマス、第二ハ、庶民階級ノ生計ニ關スル、即チ生活ニ關スル種々ノ數字ノ上カラ、斯ウ云フ結論ヲアリマス、六圓カ七圓デアリマス、其「マキシマム」ガ二十圓デ宜シト云フシタ、ソレカラ第二ノ質疑トシマシテハ、是ハ小林委員ノ御尋デアッタト記憶イタシマスガ、是ハ產業組合ニモヤラシタラ宜イヂヤナイカ、產業組合ニモ公益質屋ヲ營マシムルガ適當デハナイカト云フ御質問デアリマシタ、之ニ付テ政府ガ歸納シタ如ク考ヘラレル、ト申スト、例ヘバ細民階級ノ一體ノ一週間ノ生計ハ幾ラ掛カルカト云フト、約二十圓アレバ一週間ハ生活ガ出來ルサウデアリマス、ソレカラ又醫療費ノ方カラ云ヒマスト、病氣ニ罹ツタ時ニ、實費診

療所ニ行ッテ手術シテ貰ヘバ、此手術料モ約二十圓アレバ済ム、ソレカラ一週間ノ醫藥料モ、約二十圓アレバ一週間醫者ノ藥ヲ飲ムコトガ出來ルサウデア

リマス、ソレカラ埋葬費、死ンダ時ノ埋葬費モ、色ムノ費用ヲ計算シマスト、

是ハマア工場法及健康保険法等ノ計算カラ來ルノデアリマセウガ、二十圓デ

濟ムサウデアリマス、又分娩費、子供ヲ産ンダ時、是ガ矢張リ健康保険法ノ

分娩手當ト云フノガ、二十圓ト云フコトニナツテ居ルサウデアリマス、ト云フ

コトニ、即チ細民階級ノ生計ニ關スル種々ノ數字ノ上カラ歸納シテ、先づ二

十圓ガ適當デアルト云フコトデアル、是ガ政府提出案ノ數字ノ根據デアリマ

ス、然ラバ衆議院ハドウ云フ意味デ之ヲ修正シタカト申シマスト、先ヅ成ル

ベク此金額ハ小サイ方ガ宜イ、ト云フソハ、限ツアル資金ヲ以テ質屋業ヲ營

ムノデアリマスカラ、其一口ソ貸付ノ金額ヲ低下シテ、或ルバク恩恵利便ヲ

廣ク一八デモ多クノ人ニ及ボソタイト云フ、斯ウ云フ観意カラ出デタノデータニア

ノマヌ、今一つ、余リ比金額ガ高イト、現庄ノ質屋業者ヲ壓迫スル、即チ營利

質屋、疊魚マント云々危険ガアル、此金額太高ハ、現在實業者、廻遊ノハ自己營利

質屋へ廻逃スルト云々危險ナリハ此點ナシ衆請院ナ便正シ久ハ生ガリテアリマス、委員會ニ於キマソテハ、必ノモ所見ガ衆議院トツヅデアリマセヌ、

委員會に於ニシテハ、必ニモ比原案ノ二十圓、原案ト申マスカ、

伊ガガ天政府ニ於キシテハ必シキ此原案、二十圓原案一申シテ六九

政府提出案ハ二十圓元確々固執シテ居テリ、セド又但書ハ規定ニ依テ自  
一地方支官ニ認可、モニ、易合ニハノソ以ニ實付ニシキ、ダ出處ノハ、

升地方長官ノ認可元受ク外場合ニハ、ソレ以上ニ貸付ケルニヒカ出来ルハ元

アリマスルカニシテ 實際ノ選用ニ於テハ 飲リ力ナル支障ナリモノノ口説ノ  
ノンニ、委員會、委議官、第三同意ノマツキアリべ、即ニ、全郡東遷通

マシテ 委員會ハ衆議院ノ修正ニ同意シタハ元万リマス 即チ至部原案通り

決定イタシマシタ。公益質屋法案ノ委員會ノ經過並ニ結果ハ右申上ケタ通

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第一讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌ  
カ テアリマス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴ  
ザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵櫛笥隆督君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第四、朝鮮事業公債法改正法律案、第五、臺  
灣事業公債法中改正法律案、第六、關東州事業公債法中改正法律案、第七、  
臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀  
會ノ續、委員長報告、黒木伯爵

昭和二年三月十六日

右特別委員長

伯爵 黒木 三次

貴族院議長公爵徳川家達殿

臺灣事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二年三月十六日

右特別委員長

伯爵 黒木 三次

貴族院議長公爵徳川家達殿

關東州事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二年三月十六日

右特別委員長

伯爵 黒木 三次

貴族院議長公爵徳川家達殿

臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二年三月十六日

右特別委員長

伯爵 黒木 三次

貴族院議長公爵徳川家達殿

○伯爵黒木三次君 本日上程サレマシタ朝鮮事業公債法改正法律案外三件ノ特別委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告イタシマス、付託ニナリマシタル案件ハ、植民地ニ於ケル鐵道事業並ニ水道工事其他ノ多額ノ資金ヲ必要ト致シマスルガ故ニ、各事業公債法ノ起債法定額ノ増加ヲ其要旨トスル法案デゴザイマス、委員會ハ去ル三月十四日ニ其第一回ヲ開キ、續イテ十五日十六日ト三日間ニ瓦リマシテ、慎重審議ヲ致シタ次第デゴザイマス、十六日ニ、付託セラレタル案件四件ヲ原案通り可決イタシマシタ、其經過ノ詳細ハ速記録ニ譲リマシテ、大要ヲ茲ニチヨット申シマスレバ、第一ニ朝鮮事業公債法改正法律案ハ、現行法定額三億九千三百七十万圓ヲ改訂シ、六億三百七十万圓トスルノガ其要旨デゴザイマス、而シテ朝鮮ノ產業振興ノ爲ニ鐵道ノ敷設ノ促進ヲ爲スト云フノガ、其理由デゴザイマス、從テ今回ノ新設線並ニ買收線ニ依リマシテ開發セラルベキ資源、又投資額ニ對シマスル利益ノ歩合、私有鐵道買收ノ金額ノ算出ノ基礎其他ニ付キマシテ、詳シキ質疑應答ガ行ハレ、後ニ討論ニ移リマシテ、原案通り異議ナイモノト認メマシテ可決イタシマシタ、第二ニ臺灣事業公債法中改正法律案、是ハ亦現行法定額一億三千三百八十万圓ヲ一億五千三十万圓ニ改訂スルノガ其要旨デゴザイマス、而シテ縱貫鐵道ノ複線工事及二水、外車埕間ノ鐵道買收ガ其理由デゴザイマス、質問應答數次ノ後ニ、複線工事ニ關シマシテハ、近時農產物ノ增加、私有鐵道ニ關シマシテハ交通政策上ヨリ、其已ムナイコトヲ認メマシタカラ、原案通り可決イタシマシタ、又同ジク付託セラレマシタル臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正案モ、其資金五十万圓ヲ百万圓ニ增加スルト云フノデ、是モ鐵道ノ延長其他カラ致シマシテ、已ムナイコトト認メマシテ、原案通り可決イタシマシタ、第三ニ關東州事業公債法中改正法律案デゴザイマシテガ、是モ亦起債法定額三十萬圓ヲ七百八十万圓ニ改訂スルノガ其要旨デゴザイマス、而シテ大連市ノ水道擴張ノ爲ニ致スノガ其理由デゴザイマシテ、是モ亦大連市ノ人口ノ增加其他カラ致シマシテ已ムナイコトト認メマシテ、全會一致、原案通り可決イ

タシタ次第デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 諸君ニ於テ御異議ガ無ケレバ、只今ノ特別委員長

黒木伯爵ノ報告セラレマシタ四案一括シテ議題ト致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 各案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 各案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵五條爲功君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵五條爲功君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵五條爲功君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵五條爲功君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 各案第二讀會ノ決議通リテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第八、家畜傳染病豫防法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、伊集院子爵

### 家畜傳染病豫防法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二年三月十六日

右特別委員長

子爵 伊集院兼知

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔子爵伊集院兼知君演壇ニ登ル〕

○子爵伊集院兼知君 只今議題ニナッテ居リマス家畜傳染病豫防法中改正案ノ特別委員會ノ模様ヲ簡單ニ御報告イタシマス、此改正案ハ、去ル十四日

ヨリ三日間、繼續シテ審議ヲ致シマシタ、一昨日質問ヲ終リ直チニ採決ニ入リマシテ、異議ナク可決ニ相成リマシタ、此改正案ノ大體ヲ申シマスト、大正十四年度ニ突發シタル牛ノ傳染性肋膜肺炎、本案ニハ牛肺疫トアリマス、ヲ防遏スル爲ニ緊急勅令ヲ發シテ、其效果ヲ擧ゲタノデアリマシタ、其勅令

ヲ此家畜傳染病豫防法ノ中ニ含蓄サセタコトガ一ツアリマス、又流行性鶴口瘡ヲ、本案ニハ口蹄疫トナツテ居リマス、今迄ヨリハモット嚴重ニ取締ルヤウニ致シタノデアリマス、又傳染病豫防ノ爲ニ其發生地ヲ隔離イタシマシタ場合、其地域内ニ居ル、例ヘバ運送業者ノ如キ者デ、自然、生活ノ途ヲ失フヤウナ場合ガ生ズルコトガアリマシタナラバ、其者ニ補給スル途ヲ開イテヤ

ルコトガ出來ルヤウニ致シタノデアリマス、又検疫ノ場合、屠殺處分、又ハ

廢棄シタル家畜若クハ物品ニ付テ、幾分ノ手當ヲヤルヤウニ致シタルコトガ

ゴザイマス、又病氣ニ罹ッタ家畜ノ屍體ノ利用ノ途ヲ、今迄ヨリハ擴張イタ

シタルコトデゴザイマス、其他字句ノ整理ナドデゴザイマス、委員會ニ於テ

種々ノ質問應答ハアリマシタガ、特ニ御報道申上ゲル程ノコトハアリマセヌ

デシタ、本案ハ時勢ニ鑑ミ最モ適當ナル改正デアルト認メマシテ、委員會ハ

全會一致ヲ以テ可決ニ相成リマシタ、是デ報告ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌ

カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマ

ス

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴ

ザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマ

ス

○子爵五條爲功君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマ

ス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 日程第九、關稅定率法中改正法律案、第十、大正十四年法律第五十一號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、

委員長報告、添田壽一君

#### 關稅定率法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二年三月十五日

右特別委員長

添田壽一

貴族院議長公爵徳川家達殿

右特別委員長

添田壽一

大正十四年法律第五十一號中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二年三月十五日

貴族院議事速記録第二十三號 昭和二年三月十八日

## 〔添田壽一君演壇ニ登ル〕

○添田壽一君 此兩案モ昨日申上ゲマシタル委員會ニ於テ審議ヲ盡シタノデアリマス、第九ノ關稅定率法中改正法律案ナルモノハ、詰リ「タビオカ」「マニオカ」「セーゴ」ナドト申シマスモノハ、「ブッディング」ナドニ使ヒマスル澱粉食用品デアリマス、幾分工業ニモ用キラレルノデアリマスガ、内地ニ於キマシテ產出イタシマセヌ所ヨリ、五十一議會ニ於テ、百斤ニ付キ一圓ト云フ率ヲ掛ケルコトニ決マツタノデアリマス、所ガ段々其使用ガ盛ニナリ、輸入ガ殖エマスルニ從ヒマシテ、茲ニ困ッタコトガ起ッタノデアリマス、內地ノ甘薯澱粉ト申シ、御承知ノ薩摩芋カラ取りマスル粉デゴザイマス、是ト競爭ガ盛ニナツテ參ッタノデアリマス、御承知ノ通リ甘薯ハ、農家ニ取リマシテハ非常ニ大切ナル產物デアリマス、故ニ其點ニ鑑ミマシテ、所謂農家ノ重要ナル產業ノ點ヨリ、幾分、稅ヲ引上ゲタ方ガ正當デアラウト云フ所カラ、從價二割ノ見當ニ依リマシテ、一圓ヲ一圓八十錢ニ引上ゲルト云フ政府ノ案デアリマス、又「コーンスター」ト申シマスノハ、多ク織物ノ艶ヲ出シマスル爲ニ用キル糊ミタイナモノデアリマス、是モ矢張リ五十一議會ニ於キマシテ稅率ヲ決メラレマシタノデアリマスガ、多クハ是ハ工業……今申上ゲマスル通リ織物ノ如キ物ニ用キラレル原料トナルノデアリマスガ故ニ、此方ハ二圓三十錢ニ引下ゲル必要ヲ政府ハ認メタノデアルト承ッタノデアリマス、又「バター」デゴザイマスガ、是モ段々内地ニ於キマシテ品質ノ良キ物ガ出來ルヤウニナリマシテ、將來見込ハゴザイマスケレドモ、如何ニせん、外國ノ品物ニ壓倒セラレル氣味ガアリマスノデ、折角ノ發達セント致シマスル此「バター」ヲ、詰リ壓倒セラレルト云フコトニシテ置キ難イノハ、詰リ「バター」ナルモノガ畜産業ニ非常ニ關係ノアルノハ、御承知ノ通リデアルカラデゴザイマス、況ヤドト云フコトハ、肥料其他ノ關係カラ實ニ重大ナル問題デアリマス、將來大ニ之ヲ發展セシメナケレバナラナイト云フコトハ、申ス迄モナイノデアリマス、ソコデ百斤ニ付テ二十九圓六十錢ト云フモノヲ、三十六圓九十錢ニ引上

ゲタイト云フ政府ノ考デアルノデアリマス、本案ニ付キマシテハ、衆議院ニ於テ修正ガ加ヘラレマシタ、ソレハ「オレイン」ト申シマス、即チ油脂分解工業ノ生產デアルノデ、「グリセリン」ナドト云フモノト同時ニ出來ルモノデアリマス、其點カラ見マスルト、多少軍用ニモ關係イタシテ居ルノデアリマス、殊ニ工業用ト致シマシテハ、詰リ羊毛ヲ洗ヒ……晒シマシタ後ハ、脂氣ガ無クナルノデアリマス、ソレヲ滑カニスルト云フ爲ニ用ヒラレマス點カラ考ヘマスレバ、工業上殊ニ大切ナルモノデアリマスガ故ニ、是ハ詰リ、矢張リ成ルベク内品ノ發達ヲ助成シナケレバナラヌノデアリマスガ、是亦外品ト競爭上甚ダ堪へ難キ狀態デアリマスル故ニ、五圓ヲ七圓六十錢ト引上ゲタイト云フノデアリマス、又今一ツノ修正ハ「カッサヴァルート」ト申シマシテ、草ノ根リマス、是ハ詰リ前申上ゲマシタ「タビオカ」「マニオカ」ナドノ原料デアリマス、既ニ其本體タル所ノ物ノ稅率ヲ改メマスル以上ハ、ドウシテモ是モ引上ゲナケレバナラスト云フ、寧ロ課稅シナケレバナラスト云フ所ヨリ、從價二割見當ノ六十錢ヲ掛ケルト云フ趣意デアリマス、段々質疑ノ結果、政府ノ考ナドモ、修正案ニ付テ確メマシタル所、是等ノ「オレイン」「カッサヴァルート」ナドト云フ物モ、其儘ニ置イテハイカスト云ウテ、政府モ考ヘ中デアルト云フ位デアリマスカラ、衆議院ノ修正ニ贊意ヲ表シテ差支ナイト云フコトデアリマシタカラ、其點ヲ認メマシテ、此案モ討議ノ末衆議院ノ修正通り可決ヲ致シタ次第ゴザイマス、次ニ大正十四年度法律第五十一號中改正法律案ハ、主トシテ關東州ト我國內即チ内地トノ關稅關係カラ發生シタル法律案デゴザイマス、既ニ内地ノ稅率ガ改マリマスル以上ハ、ドウシテモソレニ伴ヒマシテ、關東州ノ稅目ニモ整理ヲ施サナケレバナラヌノデアリマス、同時ニ幾分關東州併セテ内地ノ產業ニ幾ラカ便益ヲ圖リタイト云フ趣意カラ出タモノト認メタノデアリマス、此度此法律案ニ依リマシテ免稅セラレマスモノハ、麻織絲、綿布デ作リマシタ雨覆デアリマス、多少是ハ油ヲ施シタモノデアリマス、建築材料、特殊ノ鋼鐵、電氣材料等デアリマス、負擔減トナリマシタモノ即チ減稅ト申上ゲテ宜カラウト思ヒマスルモノハ、麻デ作リマシ

タ雨覆デゴザイマス、是ハ今二十四五圓位ノ課稅ヲスルヤウニナッテ居リマス

スルノヲ、獎勵ノ意味ヲ以チマシテ無稅トスベキモノデアリマスケレドモ、

其原料タル麻布ガ内地カラ出マスルガ、内地カラ出ル時ニ消費稅ガ免ゼラレ

テアリマスルガ故ニ、其減リマシタ消費稅ダケヲ内地ニ這入ル時ニ賦課イタ

シマシテ、其權衡ヲ取ルト云フ爲ニ、二圓八十錢ヲ課稅スルト云フ政府ノ考

デアリマス、又今一ツハ大豆硬化油デゴザイマス、是ハ矢張リ昨年保護ノ爲

ニドウシテモ其競爭者トナルベキ牛脂……牛ノ脂ニ、百斤ニ付キ一圓二十錢

ノ課稅ヲスルト云フコトニナリマシタ、所ガ此牛脂ニ致セ、硬化油ニ致セ、

石鹼ノ材料デアリマス、石鹼ヲ作リマスル是ガ原料ノ一部ヲナシテ居ルノデ

ゴザイマス、其牛脂ニ課稅ヲセラレマシタ爲ニ、ソレヲ原料ト致シテ石鹼ヲ

作リマスル内地ノ事業家ガ、多少不利ヲ感ズルヤウニナッテ參リマシタノデ

アリマス、此石鹼モ亦是レ大切ナ品物デアリマスガ故ニ、ソコデ其原料ノ幾

ラカ不足ヲ補ヒマスト云フ爲ニ、大豆硬化油ト云フモノノ、現在ノ二割見當

ト致シマシテハ四圓位ニ當ル稅率ヲ、牛脂ト同一ノ率タル一圓二十錢ヲ掛ケ

ルコトニ改メタノデアリマス、此案ニ付キマシテモ色ム質問ガゴザイマシ

タ、或ハ關東州ノ品物ニ關スル特權ヲ、外國ノ品物ガ潛リ込ンデ濫用スルト

云フヤウナ嫌ハナイカ、サウスレバ是實ニ由々シキコトデアリハセヌカト云

イ、又無キヤウニスル見込デアル、斯ウ云フ返答デアリマシタ、尙ホ色ムア

リマスケレドモ、此場合略シマシテ、速記錄ニ讓リマシタ方ガ宜カラウト思

ウテ申上ゲマセヌ、討議ノ結果、本案モ亦可決ト云フコトニ致シマシタノデ

アリマス、是ガ大體經過ノ御報告デゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 只今添田特別委員長ノ報告セラレマシタ兩案ヲ、

一括シテ議題トナスコトニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○田中館愛橋君 質問ヲ致シタカツタノデアリマスガ、宜シウゴザイマスカ

○議長(公爵德川家達君) 宜シウゴザイマス

○田中館愛橋君 關稅ノ改正、定率法改正ト云フコトニ付キマシテハ、本員ハ

此稅率ニ用キテアル所ノ度量衡ヲ變ヘルコトト心得テ居リマシタ、昨年モ政

府ニ尋ネマシタ、政府ガ度量衡ヲ改正スルコトハ、今後七年ニシテ、政府ノ

モノガ總テ「メートル」法ニ相成ルノデアリマス、故ニ民間ニ於テモ、之ニ對

シテ著々改正ヲ施行スルノデアリマシテ、既ニ大阪、山形、其他ノ地方ニ於

キマシテハ、米ヲ「キログラム」デ賣買シテ居ルノデアリマス、此事ハ委員會

ニ問題トナラヌモノデゴザイマシタラウカ、之ヲ伺ヒマス、次ニ此改正規則ノ

モノハナインデアリマシテ、斤トハ何「グラム」デアルト云フヤウナ事ヲ伺ヒマシテモ、明瞭ニ御答ヲ下サル方ハ餘リ多クハアルマ

イト思ヒマス、斯ウ云フ斤ノ如キ不規則ナモノハ、一日モ早ク度量衡ヨリ驅

逐シナケレバナラヌ、茲ニ百斤ニ付六十錢トアリマスノハ、恐ラクハ是ハ改

正ノ時ニ、百「キログラム」ニ付丁度一圓ニ當リマス、其意味デ斯ウ云フ稅率

ヲ付ケタノデアリマスルカ、丁度サウ云フヤウナ數字ガアリマスカラ、明年

アタリ之ヲ「キログラム」ニ變ヘル積リデ六十錢ト云フ數字ガ此處へ出テ居リ

マスルカ、ソレモ政府ニ伺ヒタイノデアリマス、尙ホ此豫算ヲ見マスルト、

農商務省ノ方ニ、改正度量衡施行獎勵費ナルモノガ出テ居リマスガ、斯ウ

云フ費用ヲ以テ獎勵スルヨリハ、政府ガ自ラ進ンデ改正スルコトヲナサレル

ト……兎角一方デハ獎勵シテモ、自分ハ之ヲ誠意ヲ以テ行フト云フコトヲ示

シマセヌケレバ、ナカ／＼斯ウ云フコトハ行ハレヌノデアリマス、此稅ナル

モノハ、外國ヨリ日本ヘ來マシタ物ガ直接ニ玄關先デ當ルノデアリマス、而

シテ此稅法ノ中ニハ、一部分ハ「キログラム」、一部分ハ「メートル」ヲ使ツテ

制限スルモノガアル、他ノ部分ニハ斤ガアリ頓ガアル、誠ニ繼ギ剝ギニナッ

タ規則ニナッテ居リマスノデ、此整理ハ政府當局ハイツ爲サル積リデアルカ、

昨年モ政府委員ニ伺ヒマシタガ、モウ今年アタリハ必ズ此稅率改正ト云フコ

トニ是ガ出テ來ルダラウト思ヒマシタ、此稅率ガ多種アリマシテ、ムヅカシ

イト云フヤウナ議論モアリマスカラ、本員ハ之ヲ計算イタシマシテ、自ラ計算イタシマシテモ、一日ハ掛リマセヌ、簡單ニ済ムノデアリマスガ、政府ハ其改正ハイツ爲サル積リデアルカ、ソレモ承ツテ置キタイノデアリマス、是ダケヲ……

〔政府委員黒田英雄君演壇ニ登ル〕

○政府委員(黒田英雄君) 關稅定率法ヲ「メートル」法ニ改メルコトガ適當デアルト云フ御意見ハ昨年一般改正ヲ致シマスル際ニ於キマシテモ、サウ云フ御意見ヲ御述ベニナッタヤウニ思ッテ居ルノデアリマス、當時御答ヘ申上ゲタヤウニ、之ヲ「メートル」法ニ直シマスルコトハ、勿論政府ニ於テハ致サナケレバナラヌコトハ、申ス迄モナイノデアリマスガ、之ヲ直チニ今日直シマスルト云フト、稅關ニ於キマシテ輸入品ニ課稅ヲ致シマスル際ニ於キマシテ、諸般ノ設備ヲ致サナケレバナラヌノデアリマス、今日ノ設備ニ於キマシテハ、直チニ「メートル」法ニ直シマスト云フト、却テ手續ガ困難ニナリマシテ、輸入ヲ簡便ニスルト云フコトニ支障ガアルヤウニ考ヘルノデアリマス、ソレ故ニ一方ニ於キマシテハ稅關ノ設備ヲ整ヘマスルト同時ニ、又一面ニ於キマシテハ各種ノ產業統計ト云フヤウナモノヲ皆「メートル」法ニ直シマセヌト云フト、統計ノ上ニ於テノ統一モ出來ナイノデアリマスルカラ、ソレ等ノ總テノ準備ガ整ヒマシタナラバ、之ヲ「メートル」法ニ改メタイト考ヘテ居リマス、勿論只今御述ベニナリマシタヤウニ、「メートル」法ニ直シマスコトハ極メテ容易デアリマス、ソレハ直グ換算ハ出來ルノデアリマス、前申上ゲマスルヤウナ理由ニ付キマシテ、尙ホ今日、斤トカ色ムノモノヲ用キテ居ルノデアリマス、中ニハ「メートル」法ニ依ッテ居ルモノモアルト云フ御話デアリマスガ、是等ハ課稅イタシマスル上ニ、ソレヲ算出スルニ極メテ便宜ノヤウートル」法ヲ適用スルト云フコトニナリマスルト、是ハ色ムノ設備ヲ要スル錢ニナッテ居ル、是ハ何カ「メートル」法ニ直ス便宜ノ上カラ左様ナ六十錢ト

云フ數字ヲ出シタノカト云フ御質問デアリマシタガ、是ハ先程、特別委員長カラモ御報告ニナリマシタヤウニ、大體二割ノ稅率ヲ出ス、是ハ即チ「タビオカ」「マニオカ」「セード」ト云フヤウナモノモ、二割ノ稅ヲ出シテ居リマス「コンスター」ノ如キ、其他全部ガ大體二割ノ關稅ニナッテ居リマス、其原料デアル「カッサヴァルート」モ是モ二割ニスル、大體是モ這入ッテ參リマスモノガ三圓ノ價格デアリマスカラ、其二割トシテ六十錢ト致シタノデアリマス

○田中館愛橋君 只今政府委員ノ申サレマス如ク「メートル」法ニ換算スルコトハ困難ノコトデハナイ、容易ニ出來ルモノデアリマス、唯手續ニ多少ノ手間ヲ要スルト云フコトデアリマスガ、昨年ヨリ今日マデ一年ノ時間ニ於テ、ドレダケノ手續ヲ御執リニナッタノデアリマスカ、又將來、イツ頃ニ此「メートル」法ヲ改正スル御見込デアリマスカ、ソレヲ伺ッタノデアリマス

〔政府委員黒田英雄君演壇ニ登ル〕

○政府委員(黒田英雄君) 只今御答ヘ申シマシタヤウニ、之ヲ「メートル」法ニ直シマスト云フト、稅關ニ之ヲ計リマスル道具ヲ要スルノデアリマス、是等ハ勿論豫算ヲ要スルコトデモアリマスシ、未ダ其設備ハ致シテ居リマセヌ、ソレカラ之ヲ直シマスルニ付キマシテハ、唯ソレニ衡器ヲ備ヘマスルノミナラズ、取扱ノ上ニ於キマシテモ熟練シテ參リマセヌト云フト、通關上ニ於キマシテ支障ヲ來スヤウナコトモ有ルノデアリマスカラ、是等ハ、イツ然ラバ直スカト云フコトヲ、今日申上ゲルコトハ出來ナイノデアリマスケレドモ、先程モ申上ゲマシタヤウニ、一面ニ各種ノ產業ノ統計モ「メートル」法ニ直テ來ル、サウシテ稅關ノ方モ「メートル」法デ行カナケレバナラヌト云フ風ニ捕ツテ來ナケレバナラヌノデアリマスカラ、成ルベク速ニ稅關モ「メートル」法ニ改メタイトハ考ヘテ居リマスガ、今日然ラバハイツカラ直スト云フコトヲ御答ヘ申上ゲルコトハ困難デアルノデアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴザイマセヌ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵五條爲功君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵五條爲功君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案トモ第二讀會ノ決議通リデ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十一、大正十二年法律第五十二號中改正法

律案、衆議院提出、第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

右本院提出案及送付候也  
昭和二年三月十五日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長 紲 谷 義 三

大正十二年法律第五十二號中左ノ通改正ス  
第一項中「本法施行後五年内」ヲ「昭和七年十二月三十一日迄」ニ改ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ権利者ヲ確知スルコト能ハザル運送品等ノ處分ニ關スル法律案ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十二、京都市大阪市名古屋市神戸市及横濱市ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

京都府大阪市名古屋市神戸市及横濱市ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

昭和二年三月十七日

衆議院議長 紲 谷 義 三

貴族院議長公爵徳川家達殿

第一條 京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及横濱市ハ從來ノ區域ニ依リ

第二條 京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及横濱市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令若ハ慣例ニ依リ府縣若ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及横濱市ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ交通衛生消防其ノ他保安ニ關スル警察事務ヲ處理ス

第四條 市制中市稅ノ賦課ニ關スル規定ノ外府縣稅ノ規定ヲ準用ス

從來府縣ニ於テ賦課スル賦金ノ徵收ニ付テハ市稅ニ準シ市ニ於テ之ヲ賦課シ其ノ支辨ハ從前ノ規定ニ據ル

第五條 京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及横濱市ハ内務大臣之ヲ監督ス第六條 市制中府縣知事又ハ府縣參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ内務大臣之ヲ行フ

第七條 市制中監督官廳ノ處分決定裁定又ハ裁決ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 市制中府縣參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ内務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第九條 市制以外ノ法令ニ依リ府縣參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ市會市參事會之ヲ行フ

第十條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ権太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十三、造林助成法案、衆議院提出、第一讀

會

### 造林助成法案

右本院提出案及送付候也

昭和二年三月十七日

貴族院議長公爵徳川家達殿

衆議院議長柏谷義三

### 造林助成法

第一條 私有林及社寺有林ノ造林ヲ獎勵スル爲主務大臣ハ本法ノ定ムル所ニ依リ其ノ造林者ニ助成金ヲ交付スルコトヲ得

第二條 助成金ハ左ニ掲タル造林ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ一箇所ニ於ケル植栽面積三段歩ニ充タサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- 一 本法施行以前ヨリ木竹ナキ原野山岳又ハ荒蕪地ニ於ケル木竹ノ植栽
- 二 天然林ノ伐採跡地ニ於ケル植栽
- 三 立木散生地ニ於ケル植栽

第三條 前條ニ依リ助成金ヲ受クヘキ造林費ハ左ノ費用トス

- 一 新植費
- 二 前號新植地ノ下刈費但シ新植後三年ヲ経過シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 助成金ノ額ハ前條各號ノ費用ノ三分ノ一又ハ當該地方ニ於テ普通ニ要スト認ムヘキ前條各號ノ費用ノ三分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條 助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ前年度十二月末迄ニ造林費用見込書ヲ事業終了後三箇月以内ニ事業決算書ヲ添へ助成金交付申請書ヲ地方長官ニ差出スヘシ

本法ニ前年度十二月末日トアルハ昭和二年度ニ限リ之ヲ當該年度六月末日

トス

### 附 則

○議長(公爵徳川家達君) 高橋琢也君

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ、書記官ヲシテ朗讀ヲ致  
サセマス

○高橋琢也君 簡單デゴザイマスカラ此席デ御許シヲ願ヒタイト思ヒマス、

…唯甚ダ遺憾ニ存ジマスルノハ、此衆議院カラ廻ツテ参リマシタ三法案ノ

會議ニ當ツテ、國務大臣ノ隻影ヲ見ルコトガ出來マセヌノハ、如何ニモ心外デ  
アリマス、國務大臣ニ伺ヒタイコトガアツテモ、是デハ伺フコトガ出來得マ  
セヌ、已ムヲ得ズ政府委員ニ伺ヒマスガ、此造林助成法案、此法案ガ通過イ  
タシマシタナレバ、政府ハ喜ンデ御實行下サルノデゴザイマセウカ、是ハ  
餘程困難ナル點ガアルノデゴザイマセウカ、私ノ伺フノハ此一點デアリマ  
ス

〔政府委員小山松壽君演壇ニ登ル〕

○政府委員(小山松壽君) 只今ノ御尋ニ御答へ致シマス、本案ハ第五十一議  
會ニ議員ヨリ提出サレマシテ、議會ニ於テ審議未了ニナッテ居リマシタ法案  
デアリマス、而シテ法案ノ趣旨ハ、民有林ノ造林助成ヲシタイト云フコトデ  
アリマスガ、民有林ノ造林助成ニ付キマシテハ、只今昭和二年度豫算ニ於テ  
御審議ヲ煩ハシテ居リマスル所ノ、水源涵養ニ關スル經費ヲ計上イタシマシ  
テ、政府ハ之ニ依ツテ本法案ノ一半ノ目的ヲ達スルヤウニ努メタイト考ヘテ居  
ルノデアリマスガ、而シテ本法案ノ意義ヲ完ウスルヤウニ政府ガ施設イタス  
ト致シマスルナラバ、其金額ハ非常ナル巨額ニ上ルデアラウト想像イタシマ  
ス、御承知ノ如ク森林基本調査ハ尙ホ甚ダ遺憾トスル所ノモノガアリマシ  
テ、之ニ付キマシテハ、政府モ努力シテ其基本調査ヲ完了イタシタイト考ヘ  
テ居リマスガ、是等ノ點カラ見マシテモ、本法案ノ實行ニ付キマシテハ、尙  
ホ慎重ニ研究ヲ致スベキ幾多ノ事案ガアラウト思ヒマス、依テ政府ハ遽ニ御  
同意申上ゲ難イコトヲ、衆議院ノ委員會ニ於テモ明カニ申上ゲマシタ次第デ  
ゴザイマス

○高橋琢也君 是以上ハ議論ニ涉リマスカラ…意見ニ涉リマスカラ、質問  
ハ是デ打切りマス

〔小林書記官朗讀〕

造林助成法案特別委員

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ、決定次第御通知ニ及ビマス、本  
日ハ是ニテ散會イタシマス

午後零時三分散會

昭和二年三月十八日